

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議の開催について

令和 2 年 3 月 30 日
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
経済産業大臣
申 合 せ

1 趣旨

労務費等の価格転嫁に関し、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律 145 号）第 3 条に規定する振興基準の遵守等個社による自主行動宣言を通じ、発注側たる大企業と受注側たる中小企業の協議を促進するとともに、サプライチェーン全体の生産性向上等の取組を推進し、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するため、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成員

- (1) 会議の構成員は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣のほか、内閣官房副長官（政務）、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済界の代表者及び労働界の代表者とする。
- (2) 会議は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣が共同で主宰する。
- (3) 会議には、必要に応じ、他の国務大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

会議の庶務は、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）及び中小企業庁において共同して処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主宰者が定める。